

各位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部

テールゲートリフター「インストラクター養成講座」(学科のみ)の開催について (ご案内)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程が令和5年3月に公布され、貨物自動車に設置されているテールゲートリフター(以下「TGL」という。)を使用して行うTGLの操作業務が、労働安全衛生法に基づく特別教育の対象となり、特別教育を受けた者でなければ、TGLを使用した荷役作業を行うことができないことから、自社内で特別教育を実施するための講師を対象としたインストラクター養成講座を鹿児島県支部主催で開催します。

受講を希望される方は、事前に当支部へ「空き状況」をご確認の上、お申込みをお願いします。

記

1 開催日・内容等

◇インストラクター養成講座(日程)

| 開催日 | 内容・時間 | 定員 |
|--------------|---------|-----|
| 令和6年6月20日(木) | 学科5. 5h | 50名 |



*インストラクター養成講座の受講者が規定人数に達しない場合は、中止、延期することがありますので、予めご了承ください。

2 開催場所

鹿児島県トラック研修センター(鹿児島市谷山港2-4-15) 電話：099-284-6217

3 受講料等

| | | | |
|------|-------------|-----|-------------|
| 会員*2 | 35,200円(税込) | 会員外 | 45,100円(税込) |
|------|-------------|-----|-------------|

* 上記の講座のカリキュラムは、学科のみとなっています。

* 上記の講座は、自社内で教育を行う者を養成することを目的とした講座です。

*1 上記の講座受講者には、「インストラクター養成講座修了証」を交付します。

*2 会員とは、陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部の会員をいう。

4 申込方法

(1) 受講申込は、事前に電話にて(仮)予約を行ってください。

但し、(仮)予約だけでは受講できません。

仮予約をされた方には改めて当支部より「受講案内」と「受講申込書」を送付します。

(2) 申込書のご提出は、受講日の14日前までをお願いします。

(3) 受講のキャンセルは、講習日の3日前迄可能ですが、それ以降は受講料の返金はできません。

受講料を返金する場合には、振込手数料を差し引いてご返金させていただきます。

(4) 各開催日ともに、定員になり達し次第、締め切ります。

(5) 同一開催日に複数名で申込された事業者については、1社あたりの受講人数を調整させていただきますので、予めご了承ください。

5 申込受付・お問合せ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部(陸災防鹿児島県支部)

〒891-0131 鹿児島市谷山港2-4-15 電話 099-284-6217 FAX 099-261-3113

申込受付時間：9：00～17：00(12：00～13：00除く。)

(土日・祝日・8/14～8/15・年末年始除く)

※会場の都合及び事変等により変更又は中止する場合がありますので、予めご了承ください。